

議案第58号

北上市アカデミースポーツ施設条例の一部を改正する条例

北上市アカデミースポーツ施設条例（平成9年北上市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用時間)</p> <p>第3条 施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) テニスコート 午前9時から午後7時まで</u></p>	<p>(使用時間)</p> <p>第3条 施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年11月30日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

アカデミースポーツ施設のテニスコートを廃止しようとするものである。